

政令第 号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第九条の六第五項及び第六項の規定に基づき、並びに同条第五項の規定を実施するため、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第一条の十二を第一条の十五とし、第一条の十一の次に次の三条を加える。

（第一議定書締約国間における未査定液体物質の輸送）

第一条の十二 法第九条の六第五項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 当該未査定液体物質について海洋環境の保全の見地から有害であると合意をした第一議定書締約国（法第九条の二第四項に規定する第一議定書締約国をいう。以下同じ。）のいずれかの国籍を有する船舶により当該合意をした第一議定書締約国において輸送されるものであること。

二 本邦の内水（領海法の一部を改正する法律（平成八年法律第七十三号）による改正後の領海及び接続

水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）第二条第一項に規定する直線基線により新たに本邦の内水に加えることとされた海域を除く。第一条の十四において同じ。）を除く海域において輸送されるものであること。

第一条の十三 法第九条の六第五項の規定により有害液体物質とみなされる未査定液体物質について、法第九条の二から第九条の五までの規定を適用する場合には、海洋環境の保全の見地から、第一議定書（法第九条の二第四項に規定する第一議定書をいう。以下同じ。）に規定するX類に分類されている物質と同程度に有害であると合意されて輸送される物質を別表第一第一号に掲げるX類物質等と、第一議定書に規定するY類に分類されている物質と同程度に有害であると合意されて輸送される物質を同表第二号に掲げるY類物質等と、第一議定書に規定するZ類に分類されている物質と同程度に有害であると合意されて輸送される物質を同表第三号に掲げるZ類物質等とみなす。

第一条の十四 法第九条の六第六項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 当該未査定液体物質について海洋環境の保全の見地から有害でないと合意をした第一議定書締約国のいずれかの国籍を有する船舶により当該合意をした第一議定書締約国間において輸送されるものである

こと。

二 本邦の内水を除く海域において輸送されるものであること。

第八条中「（昭和五十二年法律第三十号）」を削る。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、有害液体物質とみなす未査定液体物質の要件等を定める必要があるからである。